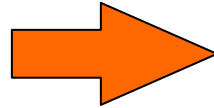


F

P

瓦

版



**今年中の住宅購入資金なら、贈与しても贈与税がかからない、ってご存知ですか？**

**しかも、今年からは「お孫さん」にあげることもできます。**

**住宅取得なら、土地の購入資金に利用することもできます。**

**あとで相続財産に加算しなくても大丈夫です。**

今年の12月31日までに住宅購入資金として使うならば、あげるお金が1,000万円までならば贈与税がかかりません。これは、「住宅取得資金贈与の特例」という制度です。

しかも、今年からは子供さんだけでなく「お孫さんにあげても良い」とか、「住宅を建てるなら、土地の購入資金に使っても良い」というように、使い道のわくが広がりました。

また、相続時清算課税制度や相続開始3年以内の暦年贈与を利用した場合とは異なり、相続財産に加算されることも一切ありません。

あげるお金の使い道は、子供や孫の住宅資金購入費用と限定されますが、それでも1,000万円からの現金を公にあげても贈与税が一切かからないこの制度、今年から増税予定の相続税対策としても非常に使える制度です。

また、住宅資金贈与と合わせて使いたいのが、住宅購入時の住宅ローン「預金連動型住宅ローン」です。

これは、住宅を購入する子供さんやお孫さんがローンを借りる際、例えば、皆さんからいただいた住宅購入資金1,000万円を「普通預金」に積み立てておくだけで、1,000万円までは「ローンの金利が0%になる」というものです。これを利用すると所得税などが安くなる住宅ローン減税を利用しながら、金利も0%にできるという優れものです。

上記の件でご相談などございましたら、拙事務所までご連絡ください。(相談料無料。)

〒104-0061 中央区銀座1-20-5 パレストュディオ銀座8階  
独立系FP事務所 gmc グローバル・マネー・コンシェルジュ  
TEL&FAX 03(3566)9010